

愛媛労働局発表
平成26年1月30日

[照会先]

【担当】
愛媛労働局労働基準部 監督課
監督課長 真鍋 俊正
監察監督官 森 憲之
電話 089(935)5203 内線 451・452

監督指導による賃金不払残業の是正状況等について

1 平成24年度における愛媛労働局管内の賃金不払残業の是正状況

平成24年4月から平成25年3月までの間に、愛媛労働局管内の労働基準監督署の指導により不払となっていた割増賃金の支払いが行われた企業のうち、1企業当たり合計10万円以上の支払いがなされた事案の状況を取りまとめました。

企業数	86企業（前年度比15企業減）
対象労働者数	2,082人（前年度比383人増）
支払われた割増賃金の合計額	8,469万円（前年度比2,691万円増）
1企業当たりの平均額	98万円（前年度比41万円増）
労働者1人当たりの平均額	4.1万円（前年度比0.7万円増）

〈参考〉「平成24年度監督指導による賃金不払残業の是正状況」（別添資料）

労働局や労働基準監督署には、労働者や家族の方などから長時間労働や賃金不払残業（いわゆるサービス残業）に関する相談や情報が多数寄せられています。労働基準監督署では、労働者などから寄せられた情報等に基づいて、問題があると認められる事業場や情報に対して重点的に監督指導を実施しています。

2 「働く人が活躍しやすい職場環境の改善の取組に関する要請」について

厚生労働省では、昨年9月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して集中的に監督指導を実施しましたが、愛媛労働局管内では、監督指導を実施した85事業場のうち74事業場（87%）で何らかの労働基準関係法令違反が認められました。

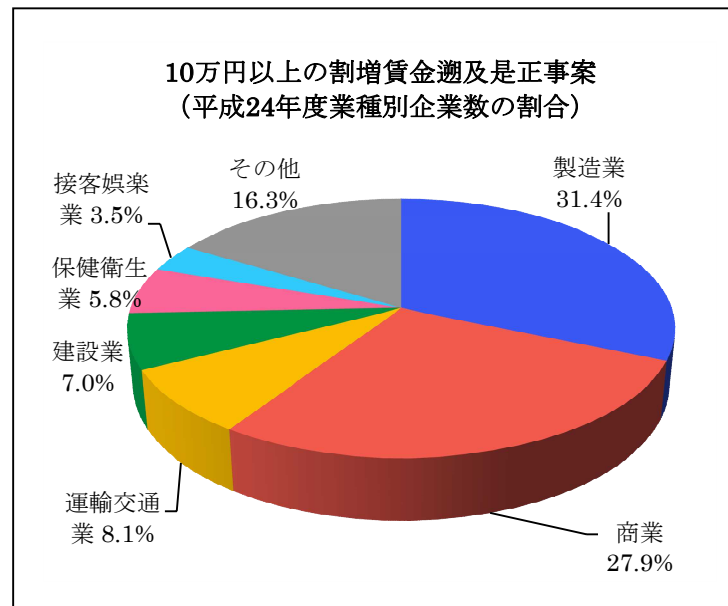
愛媛労働局では、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など、職場環境に悪影響を及ぼす問題について、その改善により働く人が活躍しやすい職場環境にさせていただくため、主要な使用者団体、労働組合等に対しリーフレットを配布し、企業において労使が一体となって長時間労働の抑制等についての取組が推進されるよう、周知啓発の協力を要請します。

平成24年度監督指導による賃金不払残業の是正状況

愛媛労働局

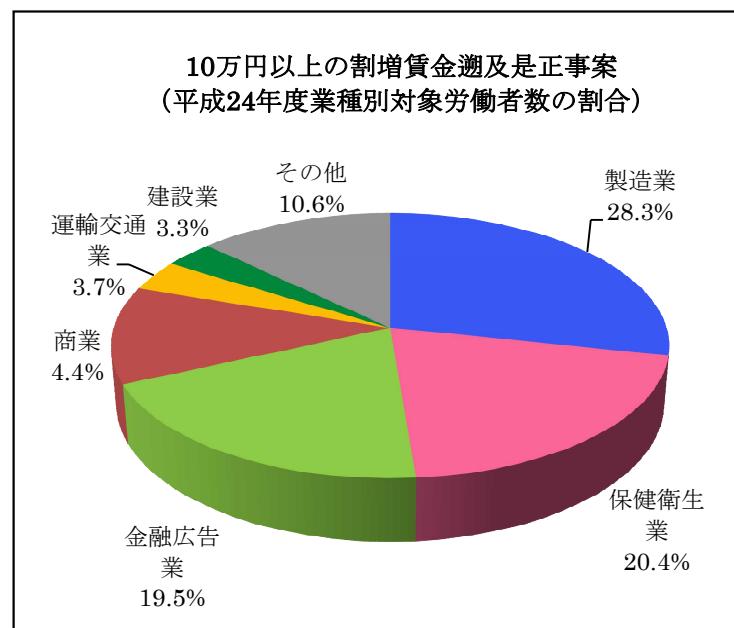
1 企業数 86企業

業種別（製造業 27、商業 24、運輸交通業 7、建設業 6、保健衛生業 5、接客娯楽業 3、その他 14）



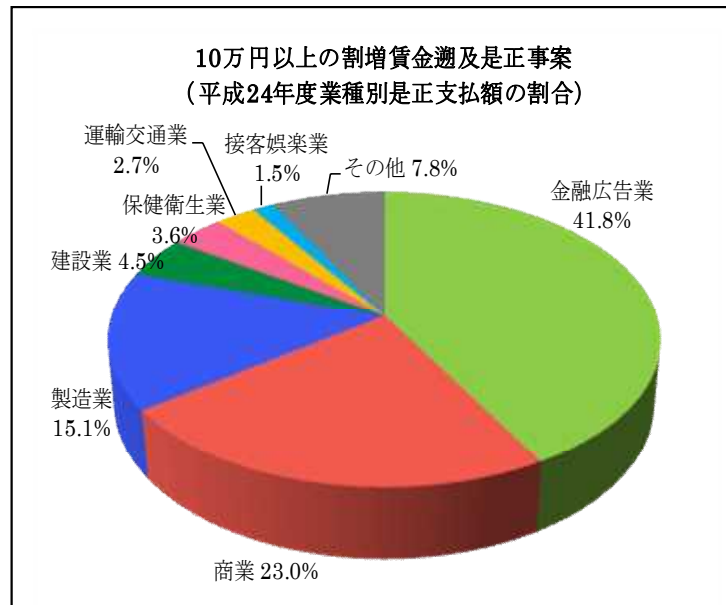
2 労働者数 2,082人

業種別（製造業 589人、保健衛生業 425人、金融広告業 407人、商業 247人、運輸交通業 78人、建設業 68人、その他 268人）



3 支払額 8,469万円

業種別（金融広告業 3,544万円、商業 1,946万円、製造業 1,277万円、建設業 381万円、保健衛生業 309万円、運輸交通業 232万円、接客娯楽業 123万円、その他 657万円）



±X U

Æ `•bMìÔ ¥›è!`o



Õ Ì Ñ ± ~
a O Ñ ±



職員の皆様、身体を大切にしてください。
～ 労働で働く、即ちの職場 ～



PVLZPLV

J IUNM

BO IUNM



Í ë " Ë ã µ Ý ï Ä



Ɔ Ú Æ ÷ ' À

° \ Ñ ± ² p x æ O Ñ ± • Ɔ Ú Æ ÷ ' À s r t m M o z š ø C C ô z œ ! ‹ s › æ l o M † b

° \ Ñ ± ² ~ N " Î] Ñ ± Á ~ Ñ ± , j œ z

